

入札説明書

この説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県立中央病院給食業務補助者派遣業務 一式

(2) 業務の仕様

「鳥取県立中央病院給食業務補助者派遣業務仕様書」のとおり

(3) 業務の期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで

なお、本件業務の履行期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとし、契約締結日から令和 8 年 5 月 31 日 までは、本件業務の準備期間とする。

(4) 履行場所

鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院

2 公告の日

令和 8 年 3 月 19 日（木）

3 入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が人材派遣の人材派遣であること。
- (3) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項に基づき、労働派遣事業の許可を受けている者であること。
- (6) 令和 2 年度以降に病床数 500 床以上の病院から人材派遣業務を受注し、12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

4 契約する者

鳥取市江津 730 番地

鳥取県立中央病院長 千酌 浩樹

5 契約担当部局及び入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津 730 番地

鳥取県立中央病院 事務局総務課人事企画担当

電話 0857-26-2271（内線 2757）

ファクシミリ 0857-29-3227

電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

6 競争入札参加資格審査に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

7 入札書の提出場所等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
令和8年3月30日(月)午前10時
鳥取県立中央病院 7階第1会議室
- (2) 郵便等による入札
不可とする。

8 入札に関する問合せの取扱い

- (1) 疑義の受付
本件入札に関しての質問は、質問書(様式第5号)を作成し、電子メール又はファクシミリにより5の場所に令和8年3月23日(月)午後5時までに提出するとともに、提出した旨を連絡することとし、原則として訪問、電話による質問は受け付けない。
- (2) 疑義に対する回答
(1)の質問については、令和8年3月24日(火)までに鳥取県立中央病院ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>)に回答し、入札日まで閲覧に供する。

9 入札者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、参加表明書(様式第1号)及び3の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を5の場所に令和8年3月25日(水)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められたときは、それに応じなければならない。

10 入札参加資格の審査について

- (1) 9により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を、令和8年3月26日(木)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立中央病院長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年3月27日(金)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県立中央病院長は、説明を求めた者に対して令和8年3月27日(金)までに書面により回答する。

11 入札条件

- (1) 入札金額は、履行期間において入札説明書で指定する時間、派遣業務(当該期間の開始日に勤務を開始する業務を含む。)を行った場合の総額(課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額)とすること。ただし、当該金額には、通勤に要する費用(以下「交通費」という。)を含めないこと。(交通費については、鳥取県立中央病院の規定に基づき計算した金額とするため時間単価には含めないこと。)
- なお、令和8年度から令和9年度及び令和9年度から令和10年度への昇給相当額は、契約締結後に変更契約で対応することとするので、この度の入札金額は、令和8年度の単価で算出すること。
- 契約に当たっては、入札書に記載された時間単価をもって契約を締結するので、入札書に記載する金額は、契約申込金額(課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額)とする。
- なお、請求に当たっては、時間単価に派遣した月の実績時間数の合計を乗じて得た金額と時間単価の25パーセントに、派遣した月の法定超時間外実績時間数を乗じて得た金額に交通費を加算した合計金額(1円未満の端数があるときは、切り捨てる。)をもって請求額とする。

また、この調達単価は単価契約によるものであり、見込み時間数どおりの業務を確約するものではないので、留意すること。

- (2) 時間単価は、本件派遣業に要する一切の経費を含むものであること。
- (3) 入札者は、政令、財務規程、会計規則、本件公告及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (4) 入札後、本件公告及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 入札書及び委任状の様式は、様式第2号及び様式3号とすること。
- (6) 入札書及び委任状の宛名は「鳥取県立中央病院長 千酌 浩樹」とすること。
- (7) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出すること。
- (8) 入札者は、入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (9) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (10) 再度入札は2回をもって終了とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (11) 再度の入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度の入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

12 入札の無効

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (6) 記名押印のない入札書による入札
- (7) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (8) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (9) 政令、財務規程、会計規則、本件公告及びこの入札説明書に違反した入札

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した金額に就業見込み時間総数4,809時間に乗じた額に交通費(仕様書7の金額に人数を乗じた額の34月分の132,600円)を加算した金額(以下「支払予定金額」という。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。)第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

14 落札者の決定方法

本件公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

15 契約手続きにおいて使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時

16 契約書作成の要否
要

17 手続における交渉の有無
無

18 その他

(1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税等に係る免税事業者届出書を提出すること。

(2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

(3) 本件入札参加確認に係る事項及び提出された資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者がいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として支払予定金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、斡旋、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。

(5) 12の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第4号）を、5の場所に提出すること。

(6) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約に関する同意書兼メールアドレス確認書（様式第6号）を、5の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。